

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第40号

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|--|-------------|--|--|-------|
| <p>地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> | | | <p>地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> | | |
| 職制上の段階 | | 標準的な職 | 職制上の段階 | | 標準的な職 |
| 1 | 次長、理事及び監察監が属する職制上の段階 | 局長 | 1 | 次長、 <u>技術長</u> 、理事及び監察監が属する職制上の段階 | 局長 |
| 2 | (略) | | 2 | (略) | |
| 3 | 安全運行管理官、お客様サービス推進員、課長、所長（九条営業所長を除く）、工場長、担当課長及び <u>担当所長</u> が属する職制上の段階 | 課長 | 3 | 安全運行管理官、お客様サービス推進員、課長、所長（九条営業所長を除く）、工場長、担当課長及び <u>副所長</u> が属する職制上の段階 | 課長 |
| 4 | <u>課長補佐</u> 、 <u>工場長補佐</u> 、 <u>所長補佐</u> 、 <u>担当課長補佐</u> 及び <u>担当所長補佐</u> が属する職制上の段階 | <u>課長補佐</u> | 4 | (略) | |
| | | | 5 | (略) | |
| | | | 6 | (略) | |
| | | | 7 | (略) | |
| | | | 8 | (略) | |
| 5 | (略) | | | | |

| | |
|----------|-----|
| <u>6</u> | (略) |
| <u>7</u> | (略) |
| <u>8</u> | (略) |
| <u>9</u> | (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)